

第五十八回 参議院地方行政委員会会議録 第五号

(九〇)

昭和四十三年三月十四日(木曜日)

午前十一時二十六分開会

委員の異動

三月十四日

辞任

森田 タマ君

補欠選任

伊藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

津島 文治君

船田 謙君

吉武 恵市君

鈴木 寿君

原田 立君

伊藤 小柳

林田 牧衛君

八木 正治君

辻 松澤

松澤 兼人君

赤澤 武寿君

正道君

政府委員

國務大臣

自治大臣

自治政務次官

自治大臣官房長

事務局側

常任委員会専門

鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方行政の改革に関する調査(昭和四十三年度地方財政計画に関する件)

○委員長(津島文治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。本日、森田タマ君が辞任され、伊藤五郎君が選任されました。

○委員長(津島文治君) 地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。赤澤自治大臣。

○國務大臣(赤澤正道君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

地方税につきましては、地方財政の状況を考慮しつつ、極力負担の軽減合理化をはかつてまいりましたのであります。なお個人の住民税等についても、負担の現状にかんがみ、その軽減につとめ必要があると存じます。他面、地方財政の基盤をつらかい、その健全化を進めていくためには、地方独立税源の一そなえの充実をはからなければならぬと考えられるのであります。特に、最近における地方道整備の緊急性にかんがみ、この際、地方道路財源を充実することがぜひとも必要であると考えられます。

このような実情を考慮いたしまして、明年度の地方税制の改正にあたりましては、いわゆる課税

は、夫婦子三人の給与所得者の課税最低限を十万円程度引き上げることを目的として、昨年の所得税法の改正に伴う給与所得控除の引き上げのか、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額をそれぞれ一万円引き上げることといたしました。また、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額についても、一万円ずつ引き上げることとし、特に重度障害者に対する障害者控除の額については、三万円引き上げることといたしました。このほか、障害者、未成年者、老年者及び寡婦についても、五万円、白色申告者については三万円引き上げることといたしました。

第二は、事業税についてであります。個人の事業税につきましては、中小事業者の負担の軽減をはかるため、専従者控除の限度額を青色申告者については五万円、白色申告者については三万円まで拡大することとしております。

第三は、不動産取得税についてであります。不

動産取得税につきましては、事業協同組合等が公害防止事業団から産業公害を防止するための共同建物の譲渡を受けた場合における不動産取得税について、課税標準の特例を設ける等、負担の軽減化をはかることとするほか、農地等を生前贈与により取得する場合における不動産取得税の納期限の延長の適用期限を五年間延長することにより贈与税が課されない者についても、同様の措置を講ずることといたしました。

第四は、たばこ消費税につきましては、別途たばこの小売り定価の改定が予定されていることに伴い、たばこの売り渡し本数が減少することが予想されますので、売り渡し本数の減少に伴う減収が生ずることのないよう、課税標準の算定に用いる売り渡し本数について補正を行なうことといたしました。

第五は、固定資産税についてであります。固定資産につきましては、電気事業者が都市計画区内において新設した特定の配電用地中電線路につき、課税標準の特例を設ける等の措置を講ずることとするほか、一の納稅義務者が所有する固定資産に対する固定資産税の課税標準額が当該市町村の固定資産税の課税標準総額の三分の二をこととするとするほか、当該市町村が百分の一・七を示すことができるものといたしました。

第六は、軽自動車税についてであります。軽自動車につきましては、原動機付自転車及び特定の小型特殊自動車に対する月割り課税の制度を廃止し、税務行政の簡素化をはかることといたしました。

第七は、電気ガス税についてあります。電気ガス税につきましては、ガスに対する電気ガス税の免税点を八百円に引き上げて負担の軽減をはかるほか、無水タル酸等四品目及び三年間の非課税期間が満了する二酸化マンガン等四品目にかかる電気に対する電気ガス税を非課税することといたしました。

第八は、自動車取得税の創設についてであります。自動車取得税は道路に関する費用に充てたため、道府県の目的税として、次の要領により創設することといたしました。

まず、自動車取得税は、自動車の取得に対し、自動車の主たる定置場所在の道府県において、その取得者に課するものといたしましたが、所有権留保付売買が行なわれた場合には、買い主に課す次に、自動車取得税の課税標準は、自動車の取得額によることとしておりますが、無償でされた自動車の取得、交換による自動車の取得等、特別の事情がある場合につきましては、通常の取引額によるものといたしております。

また、自動車取得税の税率は百分の三、免税点は十万円とし、その徵收方法は申告納付の方法によるものといたしました。

なお、道府県は市町村に対し、自動車取得税額に政令で定める率を乗じて得た額の十分の七相当額を交付するものとし、特に指定市を包括する府県は、このほか、自動車取得税額に政令で定める率を乗じて得た額の十分の三相当額に、指定市内に存する国道、府県道の延長及び面積に対する割合を内に国道、府県道の延長及び面積に対する割合を乗じて得た額を、指定市に交付することといたしております。

第九は、国民健康保険税についてであります。国民健康保険税につきましては、本年一月から全市町村につきまして被保険者の一部負担金の割合が三割となつたことに伴い、国民健康保険税の標準課税額の割合を改めることといたしました。

第十は、税制の簡素化についてであります。税制の簡素化につきましては、国税においてとられる措置とも対応して、地方税の課税標準額及び延滞金、各種加算金等の確定金額についての端数計算の単位を引き上げるとともに、分割法人の修正申告等に基づく住民税及び事業税の納付額が少額のときは、次の納付期限までその徵收を猶予することといたしました。

以上のほか、所得税法の改正に伴う関係規定の整備等、所要の規定の整備を行なっております。以上の改正により、昭和四十三年度の増減収額は、個人の事業税におきまして二十八億円、電気ガス税その他におきまして七億円、合計七百四十二億円の減収が見込まれますが、一方、自動車取得税の創設により三百八十九億円、国税の改正に伴い四億円の増収が見込まれますので、差し引き三百四十九億円の減収となります。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその大要であります。

次に、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由と内容の要旨を御説明申し上げます。

昭和四十三年度の地方交付税については、地方団体の行政経費の増加に対処するため、地方交付税の単位費用を改定するとともに、新たに特別事務費を設ける等、基準財政需要額の算定期法を改め、あわせて昭和四十三年度から昭和四十一年度までの各年度分の地方交付税の総額を減額したことといたしましてあります。

六年度までの各年度の地方交付税の総額の特例を設けるほか、昭和四十三年度から昭和五十六年度までの各年度について特別事業債償還交付金を交付する等の必要があるのです。以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申します。

その一は、地方交付税の算定方法の改正であります。

道路整備計画等各種の長期計画の進展による公共事業費等の増加分、生活保護基準の引き上げ等に伴い増加する社会保険関係経費、給与改定の平成改定等によるものとを基準財政需要額に算入するに伴い、道府県分及び市町村分の基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用の改定をはかるほか、新規費等の増加分として政令で定める基準に従い予算で定めることといたしております。

以上のほか、道府県が昭和四十四年度以降における地方債を昭和四十三年度に繰り上げて償還する場合における必要経費を基準財政需要額に算入するため、災害復旧費の測定単位及び単位費用について特例を設け、その他関係法律に所要の改正を加えることといたしております。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重審議の上、あわせて、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(津島文治君) 両案に対する質疑は、後日に譲りたいと存じます。

昭和四十三年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額から四百五十億円を控除した額の一部を改正する法律案の提案理由と内容の要旨を御説明申し上げます。

昭和四十三年度の地方交付税については、地方交付税の法定額にそれ自体五十億円を加えた額から入れる二百五十億円を加算した額とするところとし、これに伴って、昭和四十四年度から昭和四十五年度までの各年度分の地方交付税の総額を、現行の法定額に借り入れた借り入れ金の償還所要相当額を減額した額とすることといたしております。

その三は、特別事業債償還交付金の交付に関する事項であります。

特別事業債償還交付金は、特別事業債の償還にかかる経費を基準財政需要額に算入することに伴い、昭和四十三年度から昭和五十六年度までの各年度に限り、普通交付税の配分方法に準じて交付することとし、その総額は、昭和四十三年度分にあつては九十億円、昭和四十四年度以降の各年度分にあつては当該年度分にかかる特別事業債の償還額のうち普通交付税の交付を受ける地方団体にかかる分として政令で定める基準に従い予算で定めることといたしております。

以上のほか、道府県が昭和四十四年度以降における地方債を昭和四十三年度に繰り上げて償還する場合における必要経費を基準財政需要額に算入するため、災害復旧費の測定単位及び単位費用について特例を設け、その他関係法律に所要の改正を加えることといたしております。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重審議の上、あわせて、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(津島文治君) 両案に対する質疑は、後日に譲りたいと存じます。

○委員長(津島文治君) 次に、地方行政の改革に関する調査といしまして、昭和四十三年度地方財政計画に関する件を議題といたします。

概要の説明を願います。赤澤自治大臣。

○國務大臣(赤澤正道君) このたび、昭和四十三年度の地方財政計画を策定いたしましたので、その概要を御説明申し上げます。

昭和四十三年度においては、内外のきびしい経済情勢及び国、地方を通ずる財政環境にかかるが、地方財政においても、国と同一の基調によ

課する軽自動車税に係るものに限る。以下本条において同じ。」を加える。

第四百八十九条第一項第七号の二中「石灰石」の下に「石こう(天然のものに限る。)」を加え、同項第九号の三の次の一号を加える。

九の四 金属マンガン及び二酸化マンガン(電解法によるものに限る。)

第四百八十九条第一項第十五号の次に次の二号を加える。

十五の二 溶接フラックス(溶融法又は焼結法によるものに限る。)

十五の三 クロロブレン及び再生ゴム

第四百八十九条第一項第二十七号を次のように改める。

二十七 木材チップ及びパルプ

第四百八十九条第一項中第一号から第三号までを削り、第一号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 無水フタル酸

第四百九十条の二第一項中「七百円」を「八百円」に改める。

第四百九十八条第三項を次のように改める。

三 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

第六百九十九条及び第六百九十九条を削り、第六百九十九条の三を第六百九十八条の二とする。

第四章の章名の次に次の二節を加える。

第一節 自動車取得税

第一款 通則

第六百九十九条 道府県は、市町村(特別区を含む)第六百九十九条の三十二及び第六百九十九条の三十三において同じ。に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するため、及び道路に

(自動車取得税の納税義務者等)

第六百九十九条の二 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の主たる定置場所在の道府県において、当該自動車の取得者に課する。

第五百三十六条第三項を次のように改める。
申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該申告書に係る鉱産税額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書に係る税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

第五百三十六条第三項を次のように改める。
申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する

額とする。

第五百六十七条第三項を次のように改める。

3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該申告書に係る木材引取税額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

第六百八十八条规定第三項を次のように改める。

第四百八十九条第一項第二十七号を次のように改める。

二 無水フタル酸

第四百九十条の二第一項中「七百円」を「八百円」に改める。

第四百九十八条第三項を次のように改める。

三 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る市町村法定外普通税額について市町村長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

第六百九十九条の三 前条第一項の自動車(以下本節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下本節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税のみなす課税)

第六百九十九条の三 前条第一項の自動車(以下本節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下本節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の非課税)

第六百九十九条の四 道府県は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団の自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。ただし、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二条)第二条第一項に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものに對しては、この限りでない。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなし、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の政令で定める自動車の取得をした者(以下本条において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなし、自動車取得税を課する。

二 道府県は、次に掲げる自動車の取得に対しても、自動車取得税を課することができない。

一 相続(被相続人から相続人に対しても贈与を含む。)に基づく自動車の取得

二 法人の合併又は法人の政令で定める分割に基づく自動車の取得

三 会社更生法第二百二十六条の規定により更生計画において会社から新会社に移転すべき財産を定めた場合における新会社の自動車の取得

四 委託者から受託者に信託財産を移す場合における自動車の取得

五 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から元本の受益者に信託財産を移す場合における自動車の取得

六 信託の受託者の代位があつた場合における新受託者による自動車の取得

七 保険業法の規定によつて会社がその保険契

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第二条第一項に規定する自動車(自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものを含む。)をいい、同法第二条の大形特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、同項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得その他政令で定める自動車の取得を含まないものとする。

3 この法律の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車をこの法律の施行地内に持ち込んで運行の用に供する場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなしして、自動車取得税を課する。

4 この法律の施行地外で自動車を取得した者は、当該自動車をこの法律の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなしして、自動車取得税を課する。

5 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

6 この法律の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車をこの法律の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなしして、自動車取得税を課する。

7 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

8 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

9 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

10 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

11 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

12 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

13 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

14 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

15 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

16 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

17 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

18 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

19 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

20 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

21 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

22 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

23 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

24 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

25 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

26 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

27 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

28 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

29 ある自動車の売買がされたときを除く。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

その税金を納付する場合には、当該税額に、同項の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額百円について一日四銭(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額(第四号に掲げる税額を除く。次号及び第三号において同じ。)当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額

三 修正申告書に係る税額

四 第六百九十九条の十四第二項の規定によつて徴収を猶予した税額

五 第六百九十九条の二十一申告書の提出期限までにその提出があつた場合

六 道府県知事は、納税者が第六百九十九条の十

七 第六百九十九条の二十一申告書の提出期限までにその提出があつた場合

八 第六百九十九条の二十一申告書の提出期限までにその提出があつた場合

九 第六百九十九条の二十一申告書の提出期限までにその提出があつた場合

十 第六百九十九条の二十一申告書の提出期限までにその提出があつた場合

合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る自動車取得税額について第六百九十九条の十八第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。

(自動車取得税の重加算金)

第六百九十九条の二十二 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠へいし、又は仮装し、かつ、その隠へいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠へいし、又は仮装し、かつ、その隠へいし、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出を拒んで、申告書の提出期限までにこれを提出せしめられたときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

(自動車取得税に係る督促)

第六百九十九条の二十三 納税者が納期限(更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下本条及び第六百九十九条の二十五第三項において同じ。)までに自動車取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

4 第四款 督促及び滞納処分

として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

(自動車取得税に係る督促)

第六百九十九条の二十四 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合には、当該道府県の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(自動車取得税に係る督促手数料)

第六百九十九条の二十五 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合には、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができます。

(自動車取得税に係る滞納処分)

第六百九十九条の二十六 道府県知事は、同項の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車取得税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

第六百九十九条の二十一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合(申告書の提出期限までにその提出があつた場合において次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)において、第六百九十九条の二十一申告書の提出があつたとき、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあったことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額に百分の五の割

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第六百九十九条の十八第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第六百九十九条の十八第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第六百九十九条の十八第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は第六百九十九条の十八第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

4 第六百九十九条の二十一申告書の提出又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかる場合を除く。)において、第六百九十九条の二十一申告書の提出があつたとき、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあったことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額に百分の五の割

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第六百九十九条の十八第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は第六百九十九条の十八第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第六百九十九条の十八第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第六百九十九条の十八第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は第六百九十九条の十八第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

4 第六百九十九条の二十一申告書の提出又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかる場合を除く。)において、第六百九十九条の二十一申告書の提出があつたとき、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあったことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額に百分の五の割

一 申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しなさい」とき。

自動車取得税の徴収に要する費用として自治省令で定める額の合計額を控除して得た額を道路に関する費用に充てなければならない。

2 市町村は、前条第一項又は第二項の規定によつて交付を受けた金額を道路に関する費用に充てなければならぬ。

「第一節 軽油引取税」を「第二節 軽油引取税」に改める。

第七百条中「(昭和二十七年法律第八百八十九号)」を削り、「以下」の下に「本節において」を加える。

第七百条の三第三項を次のように改める。

3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該申告書に係る軽油引取税額について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定による決定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

「第二節 入浴税」を「第三節 入浴税」に、「第三節 入湯税」を「第四節 入湯税」に改める。

第七百一条の十二第三項を次のように改める。

3 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る水利益税等の税額について地方団体の長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定による決定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

(昭和四十三年度分の道府県たばこ消費税又は市町村たばこ消費税に相当する特例)

附則第十一項を次のよう改める。

第七百二十二条第一項を次のように改める。

3 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る水利益税等の税額について地方団体の長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定による決定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

(昭和四十三年度分の道府県たばこ消費税又は市町村たばこ消費税に相当する特例)

附則第六十九項及び第七十項中「昭和四十三年を」「第十六項、第十九項又は第二十一項」に改める。

当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

「第四節 都市計画税」を「第五節 都市計画税」に改める。

第七百二十二条第一項中「第十六項」の下に「第十九項」を改める。

項目」を加える。

「第五節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」を「第六節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」に改める。

第七百三条の三第二項中「百分の七十五」を「百分の六十五」に改め、同条第六項中「所得税法第五十五条第一項、第二項又は第三項」を「所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項」に改める。

第七百二十二条第三項を次のように改める。

3 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る水利益税等の税額について地方団体の長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定による決定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

(昭和四十三年度分の道府県たばこ消費税又は市町村たばこ消費税に相当する特例)

附則第十一項を次のよう改める。

当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第九号の三に掲げる業務の用に供するため昭和四十二年一月一日から昭和四十六年一月一日までの間に新たに取得した機械その他の設備(以下本項において「機械設備等」という。)で租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号若しくは第二号又は同法第四十条の表の第一号若しくは第二号に掲げるものに対し課する固定資産税の課税標準は、

三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(配電用地中電線路に対する課する固定資産税に関する特例)

電気事業法第二条第二項に規定する一般電気事業者が昭和四十二年一月二日から昭和四十七年一月一日までの間に、都市計画法第一条の規定により決定された都市計画区域において新設した配電の用に供する地中電線路に係る償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(配電用地中電線路に対する課する固定資産税に関する特例)

附則第六十九項及び第七十項中「昭和四十三年を」「第十六項、第十九項又は第二十一項」に改め、第十六項、第十九項又は第二十一項に改める。

当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

(石炭鉱業合理化事業団が貸し付ける近代化機械に對し課する固定資産税に関する特例)

附則第六十九項及び第七十項中「昭和四十三年四第一項の規定によつて贈与税の納期限の延長を受ける者」を「租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者」に改める。

別表第一及び第二を次のように改める。

第七百二十二条第一項中「第十六項」の下に「第十九項」を改める。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			税額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
6,000	円未満	円	6,000	円未満	円	54,000	56,000	480
6,000			8,000	50	50	56,000	58,000	500
8,000			10,000	70	70	58,000	60,000	520
10,000			12,000	90	90	60,000	62,000	540
12,000			14,000	100	100	62,000	64,000	550
14,000			16,000	120	120	64,000	66,000	570
16,000			18,000	140	140	66,000	68,000	590
18,000			20,000	160	160	68,000	70,000	610
20,000			22,000	180	180	70,000	72,000	630
22,000			24,000	190	190	72,000	74,000	640
24,000			26,000	210	210	74,000	76,000	660
26,000			28,000	230	230	76,000	78,000	680
28,000			30,000	250	250	78,000	80,000	700
30,000			32,000	270	270	80,000	82,000	720
32,000			34,000	280	280	82,000	84,000	730
34,000			36,000	300	300	84,000	86,000	750
36,000			38,000	320	320	86,000	88,000	770
38,000			40,000	340	340	88,000	90,000	790
40,000			42,000	360	360	90,000	92,000	810
42,000			44,000	370	370	92,000	94,000	820
44,000			46,000	390	390	94,000	96,000	840
46,000			48,000	410	410	96,000	98,000	860
48,000			50,000	430	430	98,000	100,000	880
50,000			52,000	450	450	100,000	102,000	900
52,000			54,000	460	460	102,000	104,000	910

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			税額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
104,000	円未満	円	106,000	円未満	円	104,000	106,000	980
106,000			108,000	950	950	106,000	108,000	950
108,000			110,000	970	970	108,000	110,000	970
110,000			112,000	990	990	110,000	112,000	990
112,000			114,000	1,000	1,000	112,000	114,000	1,000
114,000			116,000	1,020	1,020	114,000	116,000	1,020
116,000			118,000	1,040	1,040	116,000	118,000	1,040
118,000			120,000	1,060	1,060	118,000	120,000	1,060
120,000			122,000	1,080	1,080	120,000	122,000	1,080
122,000			124,000	1,090	1,090	122,000	124,000	1,090
124,000			126,000	1,110	1,110	124,000	126,000	1,110
126,000			128,000	1,130	1,130	126,000	128,000	1,130
128,000			130,000	1,150	1,150	128,000	130,000	1,150
130,000			134,000	1,170	1,170	130,000	134,000	1,170
134,000			138,000	1,200	1,200	134,000	138,000	1,200
138,000			142,000	1,240	1,240	138,000	142,000	1,240
142,000			146,000	1,270	1,270	142,000	146,000	1,270
146,000			150,000	1,310	1,310	146,000	150,000	1,310
150,000			154,000	1,350	1,350	150,000	154,000	1,350
154,000			158,000	1,380	1,380	154,000	158,000	1,380
158,000			162,000	1,420	1,420	158,000	162,000	1,420
162,000			166,000	1,450	1,450	162,000	166,000	1,450
166,000			170,000	1,490	1,490	166,000	170,000	1,490
170,000			174,000	1,530	1,530	170,000	174,000	1,530
174,000			178,000	1,560	1,560	174,000	178,000	1,560

退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
278,000	282,000	2,500	378,000	382,000	3,400
282,000	286,000	2,530	382,000	386,000	3,430
286,000	290,000	2,570	386,000	390,000	3,470
290,000	294,000	2,610	390,000	396,000	3,510
294,000	298,000	2,640	396,000	402,000	3,560
298,000	302,000	2,680	402,000	408,000	3,610
302,000	306,000	2,710	408,000	414,000	3,670
306,000	310,000	2,750	414,000	420,000	3,720
310,000	314,000	2,790	420,000	426,000	3,780
314,000	318,000	2,820	426,000	432,000	3,830
318,000	322,000	2,860	432,000	438,000	3,880
322,000	326,000	2,890	438,000	444,000	3,940
326,000	330,000	2,930	444,000	450,000	3,990
330,000	334,000	2,970	450,000	456,000	4,050
334,000	338,000	3,000	456,000	462,000	4,100
338,000	342,000	3,040	462,000	468,000	4,150
342,000	346,000	3,070	468,000	474,000	4,210
346,000	350,000	3,110	474,000	480,000	4,260
350,000	354,000	3,150	480,000	486,000	4,320
354,000	358,000	3,180	486,000	492,000	4,370
358,000	362,000	3,220	492,000	498,000	4,420
362,000	366,000	3,250	498,000	504,000	4,480
366,000	370,000	3,290	504,000	510,000	4,530
370,000	374,000	3,330	510,000	516,000	4,590
374,000	378,000	3,360	516,000	522,000	4,640
退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
522,000	528,000	4,860	672,000	678,000	6,040
528,000	534,000	4,750	678,000	684,000	6,100
534,000	540,000	4,800	684,000	690,000	6,150
540,000	546,000	4,860	690,000	696,000	6,210
546,000	552,000	4,910	696,000	702,000	6,260
552,000	558,000	4,960	702,000	708,000	6,310
558,000	564,000	5,020	708,000	714,000	6,370
564,000	570,000	5,070	714,000	720,000	6,420
570,000	576,000	5,130	720,000	726,000	6,480
576,000	582,000	5,180	726,000	732,000	6,530
582,000	588,000	5,230	732,000	738,000	6,580
588,000	594,000	5,290	738,000	744,000	6,640
594,000	600,000	5,340	744,000	750,000	6,690
600,000	606,000	5,400	750,000	756,000	6,750
606,000	612,000	5,450	756,000	762,000	6,800
612,000	618,000	5,500	762,000	768,000	6,850
618,000	624,000	5,560	768,000	774,000	6,910
624,000	630,000	5,610	774,000	780,000	6,960
630,000	636,000	5,670	780,000	788,000	7,020
636,000	642,000	5,720	788,000	796,000	7,090
642,000	648,000	5,770	796,000	804,000	7,160
648,000	654,000	5,830	804,000	812,000	7,230
654,000	660,000	5,880	812,000	820,000	7,300
660,000	666,000	5,940	820,000	828,000	7,380
666,000	672,000	5,990	828,000	836,000	7,450

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
836,000	844,000	7,520	1,036,000	1,044,000	9,320
844,000	852,000	7,590	1,044,000	1,052,000	9,390
852,000	860,000	7,660	1,052,000	1,060,000	9,460
860,000	868,000	7,740	1,060,000	1,068,000	9,540
868,000	876,000	7,810	1,068,000	1,076,000	9,610
876,000	884,000	7,880	1,076,000	1,084,000	9,680
884,000	892,000	7,950	1,084,000	1,092,000	9,750
892,000	900,000	8,020	1,092,000	1,100,000	9,820
900,000	908,000	8,100	1,100,000	1,108,000	9,900
908,000	916,000	8,170	1,108,000	1,116,000	9,970
916,000	924,000	8,240	1,116,000	1,124,000	10,040
924,000	932,000	8,310	1,124,000	1,132,000	10,110
932,000	940,000	8,380	1,132,000	1,140,000	10,180
940,000	948,000	8,460	1,140,000	1,148,000	10,260
948,000	956,000	8,530	1,148,000	1,156,000	10,330
956,000	964,000	8,600	1,156,000	1,164,000	10,400
964,000	972,000	8,670	1,164,000	1,172,000	10,470
972,000	980,000	8,740	1,172,000	1,180,000	10,540
980,000	988,000	8,820	1,180,000	1,188,000	10,620
988,000	996,000	8,890	1,188,000	1,196,000	10,690
996,000	1,004,000	8,960	1,196,000	1,204,000	10,760
1,004,000	1,012,000	9,030	1,204,000	1,212,000	10,830
1,012,000	1,020,000	9,100	1,212,000	1,220,000	10,900
1,020,000	1,028,000	9,180	1,220,000	1,228,000	10,980
1,028,000	1,036,000	9,250	1,228,000	1,236,000	11,050

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表

退職所得控除後 の退職手当等の金額	退職所得控除後 の退職手当等の金額			税 額
	以 上	未 満	税 額	
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満
1,720,000	1,730,000	15,480	1,920,000	1,930,000
1,730,000	1,740,000	15,570	1,930,000	1,940,000
1,740,000	1,750,000	15,660	1,940,000	1,950,000
1,750,000	1,760,000	15,750	1,950,000	1,960,000
1,760,000	1,770,000	15,840	1,960,000	1,970,000
1,770,000	1,780,000	15,930	1,970,000	1,980,000
1,780,000	1,790,000	16,020	1,980,000	1,990,000
1,790,000	1,800,000	16,110	1,990,000	2,000,000
1,800,000	1,810,000	16,200	2,000,000	3,000,000
1,810,000	1,820,000	16,290	退職所得控除後 の退職手 当等の金額 に 0.9%を乗じて 算出した金額	退職所得控除後 の退職手 当等の金額 に 0.9%を乗じて 算出した金額
1,820,000	1,830,000	16,380	22,000	22,000
1,830,000	1,840,000	16,470	24,000	24,000
1,840,000	1,850,000	16,560	26,000	26,000
1,850,000	1,860,000	16,650	28,000	28,000
1,860,000	1,870,000	16,740	30,000	30,000
1,870,000	1,880,000	16,830	32,000	32,000
1,880,000	1,890,000	16,920	34,000	34,000
1,890,000	1,900,000	17,010	36,000	36,000
1,900,000	1,910,000	17,100	38,000	38,000
1,910,000	1,920,000	17,190	40,000	40,000

退職所得控除後 の退職手当等の金額	退職所得控除後 の退職手当等の金額			税 額
	以 上	未 満	税 額	
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満
44,000	46,000	300	84,000	86,000
46,000	48,000	410	96,000	98,000
48,000	50,000	430	98,000	100,000
50,000	52,000	450	100,000	102,000
52,000	54,000	460	102,000	104,000

(注) この表において「退職所得控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除した残額をいふ。
(備考) 退職所得控除後の退職手当等の金額を求めるには、その金額に応じて「退職所得控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を行を求めて、その場合において、その退職所得控除後の退職手当等の金額が、その求める税額である。納稅義務者に退職所得控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その控除控除後の退職手当等の金額を2を乗じて計算した後の金額を退職所得控除後の退職手当等の金額とし、その納稅義務者による税額に10円未満の端数があるときは、これを切り落としてその求めめる税額とする。

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			税 額
		以 上	未 満	以 上	
104,000	円	106,000	円	930	円
106,000		108,000		950	
108,000		110,000		970	
110,000		112,000		990	
112,000		114,000		1,000	
114,000		116,000		1,020	
116,000		118,000		1,040	
118,000		120,000		1,060	
120,000		122,000		1,080	
122,000		124,000		1,090	
124,000		126,000		1,110	
126,000		128,000		1,130	
128,000		130,000		1,150	
130,000		134,000		1,170	
134,000		138,000		1,200	
138,000		142,000		1,240	
142,000		146,000		1,270	
146,000		150,000		1,310	
150,000		154,000		1,350	
154,000		158,000		1,380	
158,000		162,000		1,420	
162,000		166,000		1,450	
166,000		170,000		1,490	
170,000		174,000		1,530	
174,000		178,000		1,560	

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			税 額
		以 上	未 満	以 上	
278,000	円	282,000	円	2,500	円
282,000		286,000		2,530	
286,000		290,000		2,570	
290,000		294,000		2,610	
294,000		298,000		2,640	
298,000		302,000		2,680	
302,000		306,000		2,720	
306,000		310,000		2,780	
310,000		314,000		2,830	
314,000		318,000		2,880	
318,000		322,000		2,940	
322,000		326,000		2,990	
326,000		330,000		3,050	
330,000		334,000		3,100	
334,000		338,000		3,150	
338,000		342,000		456,000	
342,000		346,000		456,000	
346,000		350,000		456,000	
350,000		354,000		456,000	
354,000		358,000		456,000	
358,000		362,000		462,000	
362,000		366,000		468,000	
366,000		370,000		474,000	
370,000		374,000		474,000	
374,000		378,000		474,000	

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			
以	上	未	満	税	額	以	上
円	円	円	円	円	円	円	円
532,000	528,000	5,690	672,000	678,000	7,720	7,720	7,720
528,000	534,000	5,770	678,000	684,000	7,800	7,800	7,880
534,000	540,000	5,850	684,000	690,000	7,960	7,960	10,380
540,000	546,000	5,940	690,000	696,000	8,040	8,040	10,530
546,000	552,000	6,020	696,000	702,000			
552,000	558,000	6,100	702,000	708,000			
558,000	564,000	6,180	708,000	714,000			
564,000	570,000	6,260	714,000	720,000			
570,000	576,000	6,340	720,000	726,000			
576,000	582,000	6,420	726,000	732,000			
582,000	588,000	6,500	732,000	738,000			
588,000	594,000	6,580	738,000	744,000			
594,000	600,000	6,660	744,000	750,000			
600,000	606,000	6,750	750,000	756,000			
606,000	612,000	6,830	756,000	762,000			
612,000	618,000	6,910	762,000	768,000			
618,000	624,000	6,990	768,000	774,000			
624,000	630,000	7,070	774,000	780,000			
630,000	636,000	7,150	780,000	788,000			
636,000	642,000	7,230	788,000	794,000			
642,000	648,000	7,310	794,000	796,000			
648,000	654,000	7,390	796,000	804,000			
654,000	660,000	7,470	804,000	812,000			
660,000	666,000	7,560	812,000	820,000			
666,000	672,000	7,640	820,000	828,000			
672,000	836,000	9,950	828,000	836,000			

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			
以	上	未	満	税	額	以	上
円	円	円	円	円	円	円	円
836,000	844,000	10,090	1,036,000	1,044,000	13,590	13,590	13,590
844,000	852,000	10,240	1,044,000	1,052,000	13,840	13,840	13,840
852,000	860,000	10,380	1,052,000	1,060,000	13,980	13,980	13,980
860,000	868,000	10,530	1,060,000	1,068,000	14,130	14,130	14,130
868,000	876,000	10,670	1,068,000	1,076,000	14,270	14,270	14,270
876,000	884,000	10,810	1,076,000	1,084,000	14,410	14,410	14,410
884,000	892,000	10,960	1,084,000	1,092,000	14,560	14,560	14,560
892,000	900,000	11,100	1,092,000	1,100,000	14,700	14,700	14,700
900,000	908,000	11,250	1,100,000	1,108,000	14,850	14,850	14,850
908,000	916,000	11,390	1,108,000	1,116,000	14,990	14,990	14,990
916,000	924,000	11,530	1,116,000	1,124,000	15,130	15,130	15,130
924,000	932,000	11,680	1,124,000	1,132,000	15,280	15,280	15,280
932,000	940,000	11,820	1,132,000	1,140,000	15,420	15,420	15,420
940,000	948,000	11,970	1,140,000	1,148,000	15,570	15,570	15,570
948,000	956,000	12,110	1,148,000	1,156,000	15,710	15,710	15,710
956,000	964,000	12,250	1,156,000	1,164,000	15,850	15,850	15,850
964,000	972,000	12,400	1,164,000	1,172,000	16,000	16,000	16,000
972,000	980,000	12,540	1,172,000	1,180,000	16,140	16,140	16,140
980,000	988,000	12,690	1,180,000	1,188,000	16,290	16,290	16,290
988,000	996,000	12,830	1,188,000	1,196,000	16,430	16,430	16,430
996,000	1,004,000	12,970	1,196,000	1,204,000	16,570	16,570	16,570
1,004,000	1,012,000	13,120	1,204,000	1,212,000	16,720	16,720	16,720
1,012,000	1,020,000	13,260	1,212,000	1,220,000	16,860	16,860	16,860
1,020,000	1,028,000	13,410	1,220,000	1,228,000	17,010	17,010	17,010
1,028,000	1,036,000	13,550	1,228,000	1,236,000	17,150	17,150	17,150

退職所得控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除後 の退職手当等の金額						
以 上	未 満	税 額	税 額					
以 上	未 満	税 額	税 額					
1,236,000	1,244,000	17,290	1,470,000	1,480,000	21,820	1,970,000	1,980,000	33,070
1,244,000	1,252,000	17,440	1,480,000	1,490,000	22,050	1,980,000	1,990,000	33,300
1,252,000	1,260,000	17,580	1,490,000	1,500,000	22,270	1,990,000	2,000,000	33,520
1,260,000	1,268,000	17,730	1,500,000	1,510,000	22,500	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額にて 算出した金額を控 除した金額
1,268,000	1,276,000	17,870	1,510,000	1,520,000	22,720	1,760,000	1,770,000	2,7%
1,276,000	1,284,000	18,010	1,520,000	1,530,000	22,950	1,770,000	1,780,000	28,570
1,284,000	1,292,000	18,160	1,530,000	1,540,000	23,170	1,780,000	1,790,000	28,800
1,292,000	1,300,000	18,300	1,540,000	1,550,000	23,400	1,790,000	1,800,000	29,020
1,300,000	1,310,000	18,450	1,550,000	1,560,000	23,620	1,800,000	1,810,000	29,250
1,310,000	1,320,000	18,630	1,560,000	1,570,000	23,850	1,810,000	1,820,000	29,470
1,320,000	1,330,000	18,810	1,570,000	1,580,000	24,070	1,820,000	1,830,000	29,700
1,330,000	1,340,000	18,990	1,580,000	1,590,000	24,300	1,830,000	1,840,000	29,920
1,340,000	1,350,000	19,170	1,590,000	1,600,000	24,520	1,840,000	1,850,000	30,150
1,350,000	1,360,000	19,350	1,600,000	1,610,000	24,750	1,850,000	1,860,000	30,370
1,360,000	1,370,000	19,530	1,610,000	1,620,000	24,970	1,860,000	1,870,000	30,600
1,370,000	1,380,000	19,710	1,620,000	1,630,000	25,200	1,870,000	1,880,000	30,820
1,380,000	1,390,000	19,890	1,630,000	1,640,000	25,420	1,880,000	1,890,000	31,050
1,390,000	1,400,000	20,070	1,640,000	1,650,000	25,650	1,890,000	1,900,000	31,270
1,400,000	1,410,000	20,250	1,650,000	1,660,000	25,870	1,900,000	1,910,000	31,500
1,410,000	1,420,000	20,470	1,660,000	1,670,000	26,100	1,910,000	1,920,000	31,720
1,420,000	1,430,000	20,700	1,670,000	1,680,000	26,320	1,920,000	1,930,000	31,950
1,430,000	1,440,000	20,920	1,680,000	1,690,000	26,550	1,930,000	1,940,000	32,170
1,440,000	1,450,000	21,150	1,690,000	1,700,000	26,770	1,940,000	1,950,000	32,400
1,450,000	1,460,000	21,370	1,700,000	1,710,000	27,000	1,950,000	1,960,000	32,620
1,460,000	1,470,000	21,600	1,710,000	1,720,000	27,220	1,960,000	1,970,000	32,850

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			
以 上	未 満	税 額	税 額		
以 上	未 満	税 額	税 額		
1,720,000	1,730,000	27,450	1,970,000	1,980,000	33,070
1,730,000	1,740,000	27,670	1,980,000	1,990,000	33,300
1,740,000	1,750,000	27,900	1,990,000	2,000,000	33,520
1,750,000	1,760,000	28,120	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額にて 算出した金額を控 除した金額
1,760,000	1,770,000	28,350	2,000,000	5,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額にて 算出した金額を控 除した金額
1,770,000	1,780,000	28,570	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,780,000	1,790,000	28,800	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,790,000	1,800,000	29,020	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,800,000	1,810,000	29,250	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,810,000	1,820,000	29,470	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,820,000	1,830,000	29,700	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,830,000	1,840,000	29,920	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,840,000	1,850,000	30,150	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,850,000	1,860,000	30,370	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,860,000	1,870,000	30,600	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,870,000	1,880,000	30,820	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,880,000	1,890,000	31,050	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,890,000	1,900,000	31,270	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,900,000	1,910,000	31,500	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,910,000	1,920,000	31,720	2,000,000	5,000,000	3,15% を乗じて 算出した金額から 33,750円を控 除した金額
1,920,000	1,930,000	32,000	12,000,000	12,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額にて 4,05% を乗じて 算出した金額から 92,250円を控 除した金額

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	
上	未 満	上	未 満
12,000,000 円	20,000,000 円	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 45% を乗じて 算出した金額か ら 146,250 円を 控除した金額	60,000,000 円
20,000,000 円	40,000,000 円	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 495% を乗じて 算出した金額か ら 286,250 円を 控除した金額	100,000,000 円
40,000,000 円	60,000,000 円	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 54% を乗じて	100,000,000 円以上

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額（備考）から退職所得控除額を控除した残額をいふ。また、退職所得控除後の退職手当等の金額を求めるには、まず、退職所得控除後の退職手当等の金額を求める行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が、2,000,000 円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の 2 分の 1 に相当する金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数の金額に 2 を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とし、その納稅義務者の税額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額もつてその求める税額とする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。ただし、第百十四条の五並びに第四百八十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第八条及び第十二条第一項の規定は同年六月一日から、自動車取得税に関する改正規定並びに附則第十五条、第十九条及び第二十条の規定は同年七月一日から施行する。
(修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収猶予に関する規定の適用)
第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十五条の四の二の規定は、昭和四十三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に提出した同条第一項第一号の申告書若しくは同日以後に受けた同項第二号の更正に係る法人の道府県民税若しくは市町村民税又は同日以後に提出した同項第三号の修正申告書に係る法人の事業税について適用する。

(課税標準等の課数計算に関する規定の適用)

第三条 新法第二十条の四の二第一項の規定は施行日以後に確定する地方税について、同条第四項の規定は同日以後に徴収する滞納処分費について、同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定は同日以後に納付され若しくは納入される延滞金、同日以後に確定する過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金又は同日以後に還付するための支出を決定し、若しくは充当する過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する賄付金に係る還付加算金について適用する。

(不申告加算金に関する規定の適用)

第四条 別段の定めがあらざるものと除く。新法の規定中不申告加算金に關する部分は、施行日以後に確定する不申告加算金について適用する。
(道府県民税に関する規定の適用)

第五条 新法第二十五条第一項第一号の規定は、施行日以後に改正前の地方税法（以下「旧法」と

いって）第五十二条第六項の申告期限が到来する法人の道府県民税について適用し、同日前に当該申告期限が到来した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 旧法第五十三条第五項の規定は、施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額について法人税法第八十一条（同法第百四十五条における「損失を含む」）の規定による法人税額の還付を受けた同項に規定する法人の法人税割の課税標準となる法人税額の計算については、なおその効力を有する。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に關する部分は、昭和四十三年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
4 新法別表第一は、施行日以後に支払われる新法第五十条の二に規定する退職手当等に係る新法第五十条の六の規定によつて徴収する税額（以下「の項において「特別徴収税額」という。）又は同日以後に確定する新法第五十条の八の規定によつて徴収する税額（以下「の項において「普通徴収税額」という。）の算定について適用し、同日前に支払われた当該退職手当等に係る特別徴収税額又は同日前に確定した普通徴収税額の算定について、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)
第六条 新法第七十二条の二十一第五項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課られる法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下「の項において同じ」として適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税

については、なお従前の例による。

新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対する不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の二第二項の規定は、同項に規定する家屋の新築後最初に行なわれる注文者に対する請負人からの譲渡で施行日以後にされるものについて適用し、同日前にされた当該譲渡については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

第八条 新法第一百四十四条の五第一項及び第三項の規定は、昭和四十三年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第一百三十二条第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

第九条 新法第二百九十六条第一項第二号の規定は、施行日以後に旧法第三百二十二条の八第六項の申告期限が到来する法人の市町村民税について適用し、同日前に当該申告期限が到来した法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百二十二条の八第五项の規定は、施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税法第八十一条(同法第百四十五条において準用する場合を含む。)の規定による法人税額の還付を受けた同項に規定する法人の法人税割の課税標準となる法人税額の計算について、なおその効力を有する。

個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法別表第二は、施行日以後に支払われる新法第三百二十八条に規定する退職手当等に係る新法第三百一十八条の六の規定によつて徴収する税額(以下この項において「特別徴収税額」といふ。)又は同日以後に確定する新法第三百二十九条の十三第一項の規定によつて徴収する税額(以下この項において「普通徴収税額」といふ。)又は同日以後に確定する新法第三百二十条の十三第一項の規定によつて徴収する税額(以下この項において「普通徴収税額」といふ。)又は同日以前に支払われた当該退職手当等に係る特別徴収税額又は同日に確定した普通徴収税額の算定については、なお従前の例について適用し、同日前に支払われた当の算定について適用し、同日前に支払われた当該退職手当等に係る特別徴収税額又は同日に確定した普通徴収税額の算定については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十三年分までの固定資産税から適用し、昭和四十一年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百五十条第二項及び第三項の規定は、昭和四十四年度分の固定資産税から適用する。

(軽自動車税に関する規定の適用)

第十一條 新法第四百四十五条の二の規定は、昭和四十三年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十二條 新法第四百八十九条第一項及び第二項の規定は、昭和四十三年六月一日以後に使用する電気に対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は、この限りでない。

は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)

(第十六条)

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の二第一項の規定は、施行日以後に使用するガスに対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対する電気ガス税に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対する電気ガス税に収納すべき料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する規定の適用)

第十三条 新法第七百二条第二項及び附則第五十項の規定は、昭和四十三年度分の都市計画税から適用した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(第十七条)

前各条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(第十八条)

自治省設置法の一部改正

百六十一号の一部を次のようにより改める。

2 新法第三百五十条第二項及び第六項の規定は、昭和四十二年分までの都市計画税から適用し、昭和四十二年分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第十四条 新法第七百三条の三第一項及び第六項の規定は、昭和四十二年分までの国民健康保険税から適用し、昭和四十二年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新法第三百五十条第二項の規定は、昭和四十二年分までの固定資産税から適用する。

(第十五条)

第十三条第一項第三十一号を次のようにより改める。

百六十一号の一部を次のようにより改める。

31 地方税法第三百五十条第一項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率について指示すること。

第十三条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率について指示すること。

第十七条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率について指示すること。

第十九条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のようにより改正する。

2 第十二条第二項の表第三十四号中「及び軽油引取税」を「並びに自動車取得税及び軽油引取

			2 戸籍費	本籍人口	段階補正、態容補正及び寒冷補正
	3 住民基本台帳費	世帯数	4 その他の諸費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
14	面積	種別補正			
13 12			6 昭和四十三年度に限り、当該年度分として交付すべき地方交付税の総額は、昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和四十年法律第百五十四号）。次項において「昭和四十年度特例法」という。第二条第一項の規定により算定した額から四百五十億円を控除した額に、交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）附則第二十三項の規定による借入金の額として昭和四十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された三百五十億円を加算した額とする。		
7			7 昭和四十四年度から昭和四十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき地方交付税の総額は、昭和四十年度特例法第二条第一項の規定により算定した額に百五十億円を加算した額から、当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額から当該各年度における借入金の額に相当する額を控除した額を減額した額とする。		
8			8 前項の借入金の額は、昭和四十三年度において借り入れる借入金にあつては附則第六項の借入金の額として同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された額とし、昭和四十年度又は昭和四十五年度において借り入れる借入金にあつては交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第二十四項の規定による借入金の額として当該各年度の予算で定める額とする。		
9			9 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の償還に係る経費を基準財政需要額に算入することに伴い、昭和四十三年度から昭和五十六年度までの各年度に限り、次項から附則第十四項までに定めるところにより特別事業債償還交付金を交付する。		
10			10 前項の各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の総額は、昭和四十三年度分にあつては九十億円とし、昭和四十四年度から昭和五十六年度までの各年度分にあつては政令で定める基準に従い予算で定める額とする。		
11			11 特別事業債償還交付金は、各年度ごとに、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる都道府県に對して交付するものとし、各年度分として各都道府県に對して交付すべき特別事業債償還交付金の額は、当該各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の総額を各都道府県に係る第十条第二項の財源不足額（同項ただし書の規定に該当する場合には、各都道府県に係る同項の式により算定した額）である分した額とする。		
12			12 特別事業債償還交付金は、各年度の十一月に交付する。		
13 12			13 各年度分として各都道府県に對して交付すべき特別事業債償還交付金の額を算定する場合において、千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		
14			14 各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の総額が附則第十一項及び前項の規定によつて改める。		

各都道府県について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、当該各年度について、別事業債償還交付金の額として交付する。
第十条第二項の財源不足額が最も多額である都道府県に対して、当該各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の額として交付する。
昭和四十三年度から昭和五十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別事業債償還交付金の額の合算額は、当該各年度分として各都道府県に對して交付すべき普通交付税の額及び特別事業債償還交付金の額の合算額又は当該各年度分として当該各都道府県に對して交付すべき普通交付税の額とみなす。
別表を次のように改める。

道府県	別表		測定単位	単位 費用
	地方団体の種類	経費の種類		
	一 警察費	警察職員数	一人につき一、二四一、〇〇〇〇〇	円 銭
	二 土木費			
	1 道路橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき 四六四〇	
	2 河川費	道路の延長	一メートルにつき 七一〇〇	
	3 港湾費	河川の延長	一メートルにつき 一三〇六〇	
		港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	一メートルにつき 四、六五〇〇〇	
		港湾（漁港を含む。）における外郭施設の延長	一メートルにつき 一、二五〇〇〇	
		人口	一人につき 五三九〇〇	
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき 三六四〇〇	
	4 その他の土木費			
	1 教育費	教職員数	一人につき 五八〇、七〇〇〇〇	
	2 中学校費	学校数	一校につき 二三二、〇〇〇〇〇〇	
	3 高等学校費	教職員数	一人につき 五六〇、七〇〇〇〇〇	
	4 その他の教育費	学校数	一校につき 一三二、〇〇〇〇〇〇	
	人口	教職員数	一人につき 九七七、九〇〇〇〇〇	
	生徒数	盲学校、聾学校及び養護	一人につき 九、六八〇〇〇〇〇	
		人口	一人につき 一三九、〇〇〇〇〇〇〇	

四 厚生労働費	学校の幼児、児童及び生徒の数
1 生活保護費	町村部人口
2 社会福祉費	人口
3 衛生費	工場事業場労働者数
4 労働費	失業者数
五 産業経済費	
1 農業行政費	耕地の面積
2 林野行政費	農家数
3 水産行政費	林野の面積
4 商工行政費	水産業者数
六 その他の行政費	商工業の従業者数
1 徵稅費	道府県税の稅額
2 恩給費	恩給受給権者数
3 その他の諸費	人口
七 災害復旧費	面積
八 特定債償還費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金
九 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金

一 消防費	人口
二 土木費	
1 道路橋りょう費	道路の面積
2 港湾費	道路の延長
3 都市計画費	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長
4 下水道費	港湾(漁港を含む。)における外郭施設の延長
5 その他の土木費	都市計画区域における人口
三 教育費	地区の面積
1 小学校費	地区の面積
2 中学校費	人口集中地区人口
3 高等学校費	人口
4 その他の教育費	人口
四 厚生労働費	人口
1 生活保護費	人口
2 社会福祉費	市部人口
3 衛生費	教職員数
4 清掃費	生徒数

失業者数
一人につき
一〇七、九〇〇〇〇

一戸につき
六、七一〇〇〇〇

四六四〇〇〇〇

四、五二〇〇〇〇〇

農業従業者数
商工業の従業者数
林業、水産業及び鉱業の従業者数

市町村税の税額
本籍人口
世帯数

千円につき
一人につき
一世帯につき

一一四〇〇〇〇〇

七六〇〇〇〇〇〇

三五四〇　　　　

一、六七〇　　　　

一平方キロメートルにつき
三五三〇〇　　　　

九五〇　　　　　

千円につき
一人につき

二五〇　　　　　

五七〇　　　　　

千円につき
一人につき

九〇〇　　　　　

災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金
額において償還すべき元金の昭和四十三年度における繰上償還とし
るの、
「七 災害復旧費

同条第二項の表中

(1) 国庫の負担金を受けて施行した地盤
復旧事業に係る経費又は國の行なう災
害復旧事業に係る負担金に充てるため
昭和二十七年度以降において発行を許
可された地方債の当該年度における元
利償還金及び国庫の負担金を受けて施
行した災害復旧事業に係る負担金に充
てるため起こした地方債の当該年度に
おける元利償還金
(2) 國庫の負担金を受けて施行した地盤
沈下、地盤変動若しくは海岸侵しよく
の防除のため起こした地方債の当該年
度における元利償還金
(3) 國庫の負担金を受けて施行した地盤
沈下等対策事業債と
の当該年度における元利償還金
(4) 國庫の負担金を受けて施行した特殊
土じよ地帶災害防除及び振興臨時措
置法(昭和二十七年法律第十九号)第
三条第一項の事業計画に基づく事業に
づくる経費又は國の行なう当該計画に基
づく事業に係る負担金に充てるため起
こした地方債で自治大臣の指定するもの
(以下「特殊土じよ地帶事業債」といふ。)
の当該年度における元利償還金
(5) 國庫の負担金を受けて施行した特殊
土じよ地帶災害防除及び振興臨時措
置法(昭和二十七年法律第十九号)第
三条第一項の事業計画に基づく事業に
づくる経費又は國の行なう当該計画に基
づく事業に係る負担金に充てるため起
こした地方債で自治大臣の指定するもの
(以下「特殊土じよ地帶事業債」といふ。)
の当該年度における元利償還金
千円

とあるのは、

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。
昭和四十三年度分の基準財政需要額を算定する場合における地方交付税法第十二条の規定の適用について、同条第一項の表の道府県の項及び市町村の項中

七 災害復旧費

災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和四十一年度以降これに充てた貴重な	千円につき	一、〇〇〇〇〇

四金賃元にべき昭和十四年三月三十日

3 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和四十二年度及び昭和四十三年度」を「昭和四十二年度から昭和四十四年度までの各年度」に、「昭和三十九年度、昭和四十年度及び昭和四十一年度に係るもの」とする」を「昭和三十九年度、昭和四十年度及び昭和四十二年度に係るもの」とし、昭和四十四年度にあつては、昭和四十年度、昭和四十二年度及び昭和四十三年度に係るもの」とする」に改める。

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

一部改正)

律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「昭和四十二年九月三十日以前」を削り、同条第七項中「第五項」を「第七項」に

項から前項まで」に改め、「年金を含む」の下に。次項において「地方公共団体の長等の退職年金等」の下に「こと」と、同頁の同項第4項の「こと」と同じく「こと」とある。

7 第二項から第五項までの規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十三年九月三十日
から、て見て支給されて、るもつて、て適用する。この場合に、ては、前項後段の規定と準

用する。

に「又は第一項」を加え、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、前項各号例記以外の部分を昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月分までこ

については、第一項各号列記以外の部分に、「として、同項を」とし、昭和四十三年十月分以後については、前項において準ずるものとされる第一項各号列記以外の部分中「仮定退職年金条例の給料年

「定期通職年金条例」の給料年額は、次項の規定により読み替へられたものに、その年額を原給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第号)附則別表第四に掲げる仮定俸給年額」とあるのは、假定通職年金条例の給料年額で、次項の規定により読み替へられたものに、その年額を原給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第号)附則別表第四に掲げる仮定俸給年額

ついては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た額」と、「仮定共済法の給料年額」とあるのは「仮定共済法の給料年額で次項の規定により読み替えたものに、その額を十二で除して得た額を別表第三の二に掲げる仮定給料とみなした場合におけるその額にそれを対応する同表の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額)の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として、第一項又は前項に、「応じ、同項」を「応じ、第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五項各号」を「第六項各号」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三三」とあるのは「一・四四」と、同項第二号中「仮定給料年額を求めた」とあるのは「仮定給料年額を求め、更に、当該仮定給料年額で別表第一の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額を求めた」と、同項第三号中「仮定給料を求めた」とあるのは「仮定給料を求め、更に、当該仮定給料で別表第二の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料を求めた」と読み替えるものとする。

別表第一の二

別表第一の仮定給料年額	仮定給料年額
一一三、五〇〇円	一一三、八〇〇円
一一六、六〇〇	一一七、一〇〇
一一九、四〇〇	一一〇、一〇〇
一二三、二〇〇	一二四、四〇〇
一二五、五〇〇	一二六、九〇〇
一二九、九〇〇	一二九、一〇〇
一三六、二〇〇	一三六、九〇〇
一四一、七〇〇	一四一、七〇〇
一四八、六〇〇	一四八、六〇〇
一五六、八〇〇	一五六、八〇〇
一六二、五〇〇	一六二、八〇〇
一六九、一〇〇	一七〇、一〇〇
一七三、四〇〇	一七七、五〇〇

一九三、七〇〇	一九九、〇〇〇
一八二、四〇〇	二〇六、五〇〇
一八九、三〇〇	一九五、一〇〇
二〇〇、八〇〇	二一九、〇〇〇
二〇七、五〇〇	二二六、三〇〇
二一四、三〇〇	二三三、八〇〇
二一一、七〇〇	二四一、八〇〇
二三九、一〇〇	二五〇、〇〇〇
二三八、五〇〇	二六〇、二〇〇
二四四、二〇〇	二六六、四〇〇
二五九、三〇〇	二七四、八〇〇
二五四、九〇〇	二八二、八〇〇
二七四、一〇〇	二九九、〇〇〇
二七八、〇〇〇	三〇三、二〇〇
二八九、一〇〇	三一五、五〇〇
三〇四、三〇〇	三三一、九〇〇
三一〇、九〇〇	三五〇、〇〇〇
三一九、三〇〇	三五九、三〇〇
三三七、四〇〇	三六八、〇〇〇
三四九、〇〇〇	三八〇、八〇〇
三五五、七〇〇	三八八、一〇〇
三七五、五〇〇	四〇九、七〇〇
三八五、三〇〇	四二〇、四〇〇
三九五、五〇〇	四三一、四〇〇
四五三、〇〇〇	四五三、〇〇〇
四五五、二〇〇	四七四、七〇〇
四八〇、三〇〇	四八〇、四〇〇

四五六、七〇〇	四九八、二〇〇
四八〇、〇〇〇	五二三、七〇〇
五〇三、一〇〇	五四八、九〇〇
五一七、四〇〇	五六四、五〇〇
五三一、四〇〇	五七九、七〇〇
五五九、六〇〇	六一〇、四〇〇
五八七、八〇〇	六四一、三〇〇
五九三、五〇〇	六四七、四〇〇
六一五、九〇〇	六七一、九〇〇
六四四、二〇〇	七〇一、七〇〇
六七二、四〇〇	七三三、六〇〇
七〇〇、五〇〇	七六四、一〇〇
七一八、二〇〇	七八三、五〇〇
七三七、一〇〇	八〇四、一〇〇
七七三、五〇〇	八四三、八〇〇
八一〇、三〇〇	八八三、九〇〇
八二八、七〇〇	九〇四、一〇〇
八四六、七〇〇	九三三、六〇〇
八八三、一〇〇	九六三、四〇〇
八九九、八〇〇	九八一、六〇〇
九一九、六〇〇	一〇〇三、二〇〇
九五六、一〇〇	一〇四三、〇〇〇
九九五、八〇〇	一〇八六、四〇〇
一〇一六、三〇〇	一一〇八、七〇〇
一〇三五、七〇〇	一二二九、八〇〇
一〇五六、〇〇〇	一二五二、〇〇〇
一〇七五、六〇〇	一二七三、四〇〇
一一五、三〇〇	一二一六、七〇〇

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第二の二

別表第二の仮定給料	仮定給料
九、四六〇円	一〇、三一〇円
九、七一〇	一〇、六〇〇
九、九五〇	一〇、八五〇
一〇、二七〇	一一、二〇〇
一〇、四六〇	一一、四一〇
一〇、八三〇	一一、八一〇
一一、三五〇	一二、三八〇
一一、九〇〇	一二、九八〇
一二、四四〇	一三、五七〇
一三、〇〇〇	一四、一八〇
一三、五四〇	一四、七七〇
一四、〇九〇	一五、三七〇
一四、四五〇	一五、七六〇
一四、七九〇	一六、一四〇
一五、二〇〇	一六、五八〇

備考 年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の仮定給料年額が一一三、五〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に百三十二分の百四十四を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。

一五、七八〇	四五、七四〇
一六、二六〇	四三、一二〇
一六、七三〇	四四、二八〇
一七、二九〇	四八、三一〇
一七、八六〇	四九、四六〇
一八、四八〇	五六、九九〇
一九、〇九〇	五三、九五〇
一九、八八〇	五五、五六〇
二〇、三五〇	五六、〇三〇
二〇、九九〇	五八、三八〇
二一、六一〇	五九、八五〇
二三、八四〇	六一、四三〇
二三、一七〇	六四、四六〇
二四、一〇〇	六七、五三〇
二五、三六〇	六九、〇六〇
二六、七四〇	七〇、五六〇
二七、四四〇	七三、五九〇
二八、一二〇	七四、九八〇
二九、〇八〇	七六、六三〇
二九、六四〇	七九、六八〇
三一、一九〇	八一、八〇〇
三二、一一〇	八二、九八〇
三二、九六〇	八四、六九〇
三四、六一〇	八六、三一〇
三六、二七〇	八八、〇〇〇
三六、六九〇	八九、六三〇
三八、〇六〇	九一、九四〇
四〇、〇〇〇	九六、二五〇
四三、六四〇	九七、七八〇
九七、八八〇	一〇、五〇〇
九六、二五〇	一〇、六、七八〇
九一、五一〇	一〇、五、三九〇
四一、五二〇	九七、七八〇
三九、五六〇	九六、〇〇〇
三七、七五〇	九四、一五〇
三五、九五〇	九〇、五三〇
三五、〇三〇	八六、九二〇
三四、一四〇	八三、六〇〇
三三、三四〇	七六、九七〇
三二、七三〇	七五、三四〇
二九、九四〇	七三、六六〇
二七、六六〇	七六、九〇〇
二六、二九〇	八〇、二八〇
二五、二七〇	八一、八〇〇
二九、一七〇	八三、六〇〇
三〇、六七〇	七六、九七〇
三一、七三〇	七五、三四〇
三二、三四〇	七三、六六〇
三三、一二〇	七六、九〇〇
三二、九六〇	八六、九二〇
三四、六一〇	九一、三九〇
三六、二七〇	九七、七八〇
三六、六九〇	九六、〇〇〇
三八、〇六〇	九四、一五〇
四〇、〇〇〇	九〇、五三〇
四三、六四〇	九二、三九〇

九九、五七〇

一〇八、六一〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の仮定給料の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・三二分の一・四四を乗じて得た金額(一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の仮定給料とする。

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第三の二

別表第一の二の仮定給料	第一欄	第二欄
	七三〇円	一、二九〇円
一〇、三一〇円	七五〇	一、三三〇円
一〇、六〇〇	七七〇	一、三六〇円
一〇、八五〇	八一〇	一、四〇〇円
一一、二〇〇	八四〇	一、四三〇円
一一、四一〇	八八〇	一、四八〇円
一一、八一〇	九二〇	一、五四〇円
一二、三八〇	九七〇	一、六二〇円
一二、五七〇	一、〇〇〇	一、七〇〇円
一二、八〇〇	一、〇五〇	一、七七〇円
一四、七七〇	一、一二〇	一、八五〇円
一五、三七〇	一、〇九〇	一、九三〇円
一五、七六〇	一、一〇〇	一、九八〇円
一六、一四〇	一、一四〇	一、〇二〇円
一六、五八〇	一、一八〇	一、〇七〇円
一七、二二〇	一、二二〇	一、一五〇円
一七、七四〇	一、二六〇	一、二二〇円
一八、二五〇	一、二九〇	一、一八〇円

一八、八六〇	一、三四〇	二、三六〇
一九、四八〇	一、三八〇	二、四三〇
一〇、一五〇	一、四八〇	二、五二〇
一〇、八三〇	一、五三〇	二、六〇〇
一一、六八〇	一、五八〇	二、七一〇
一一、二〇〇	一、六三〇	二、七八〇
一一、九〇〇	一、六八〇	二、八七〇
一二、五七〇	一、七七〇	二、九五〇
一二、九二〇	一、七九〇	三、一六〇
一二、九一〇	一、八六〇	三、二八〇
一二、二九〇	一、九六〇	三、四六〇
一二、六六〇	二、〇七〇	三、六五〇
二九、一七〇	二、一〇〇	三、七四〇
二九、九四〇	二、一九〇	三、八三〇
三〇、六七〇	二、二八〇	三、九七〇
三一、七三〇	二、三二〇	四、〇四〇
三一、三四〇	二、四二〇	四、二七〇
三四、一四〇	二、四八〇	四、三八〇
三五、〇三〇	二、五五〇	四、四九〇
三五、九五〇	二、六八〇	四、七二〇
三七、七五〇	二、八〇〇	五、〇〇〇
三九、五六〇	二、八三〇	五、一九〇
四〇、〇三〇	二、九四〇	五、四五〇
四一、五二〇	三、〇九〇	五、七八〇
四三、六四〇	三、一四〇	五、八八〇
四五、七四〇	三、二二〇	五、七二〇
四五、〇四〇	三、三〇〇	六、〇四〇
四八、三一〇	三、三九〇	

五〇、八七〇	三、六一〇
五三、四四〇	三、七八〇
五三、九五〇	三、八三〇
五五、九九〇	三、九七〇
五八、五六〇	四、一五〇
六一、一三〇	四、三三〇
六三、六八〇	四、五一〇
六五、二九〇	四、六三〇
六七、〇一〇	四、七五〇
七〇、三三〇	四、九八〇
七三、六六〇	五、二二〇
七五、三四〇	五、三三〇
七六、九七〇	五、四六〇
八〇、二八〇	五、六八〇
八一、八〇〇	五、七九〇
八三、六〇〇	五、九三〇
八六、九二〇	六、一六〇
九〇、五三〇	六、四一〇
九二、三九〇	六、五四〇
九四、一五〇	六、六七〇
九六、〇〇〇	六、八〇〇
九七、七八〇	六、九三〇
一〇一、三九〇	七、一八〇
一〇五、〇〇〇	七、四四〇
一〇六、七八〇	七、五六〇
一〇八、六二〇	七、七〇〇

備考

別表第一の二の仮定給料の額が一〇、三三〇円に満たないときは、その仮定給料の額に、一四四分の一〇・二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一四四分の一八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

附則第十条中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）
第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。
第三条の第三項第五号中「昭和四十二年法律第八十三号」を「昭和四十三年法律第 号」に改め

る。第三条の四第三項中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加え、「除く。」及び第三項を「除く。」第二項及び第五項に改める。

第八条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項の次に次の二項を加える。

2 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施行日の前日に退職料の最短年金年限の年数が次の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたもの（施行日直前の条例在職年に係る年金条例職員期間以外の年金条例職員期間を有する者に限る。）のうち前項の規定に該当しない者が退職した場合において、その者の施行日前の条例在職年の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上あるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

十九年以上二十年未満	十八年以上十九年未満	施行日前の条例在職年が二十年未満である者	十九年
施行日前の条例在職年が九年以上である者	施行日前の条例在職年が九年未満である者	十八年	十九年
施行日前の条例在職年が五年以上十一年未満である者	十九年	十八年	十七年
施行日前の条例在職年が五年未満である者	十九年	十八年	十七年

第四十一条中「九万四千九百四円」を「九万九千三百五十八円」に改める。

第五十五条第一項中第八条第二項の下に「及び第二項」を、「次に掲げる者」の下に「(第八条第二項の規定については、年金条例職員であつた者で施行日以後に組合員となつたもののうち政令で定める者)」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項及び次条に定めるものほか、第一項において準用する第八条第二項その他のこの法律の規定又は新法第八十条その他の新法の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第五十七条第四項中第八条第二項を「第八条第三項」に改め、同条第五項中第二項を「同条第三項を」に、「第八条第二項」を「第八条第三項」に改め、同条第七項及び第八項中「二十万円」を「十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改める。

第五十八条中「第二項」を「同条第三項を」に、「第八条第二項」を「第八条第二項」に改め、「おいて準用する」の下に「第八条第二項若しくは」を加える。

第六十二条中「第八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第三号及び」を「第三号並びに」に改める。

(地方公務員等共済組合法一部改正)

第九十五条第二項及び第三項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に改める。

第五百二十七条第一項及び第三項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改める。

別表第二中「三七〇、二〇〇円」を「三八九、四〇〇円」に、「一四七、一〇〇円」を「二五九、四〇〇円」に、「一六九、一〇〇円」を「一七八、四〇〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十一号)の一部を次のよう改正する。

第九条第五項、第十四条第一項及び第三十三条第五項中「一年」を「二年」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八条、第五十五条第四項及び第五項、第五十八条、第六十二条並びに第六十二条の改正規定、第三条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(多額所得による恩給組合条例の退職料又は新法の退職年金の停止に関する経過措置)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職料の支給につき適用される第二条の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)第三条の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八条ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条例の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職料の支給年額は、従前の恩給組合条例の規定又は第二条の規定による改正前の施行法第三条の三第一項第五号の規定の例により支給することができる額を下ることはない。

2 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第一号)による改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項の規定を適用する場合における改正後の施行法第十七条第三項(同法第五十五条第一項、第七十三条第二項、第八十六条、第一百六条第二項及び第一百二十一項において準用する場合を除く。)の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職料の支給につき適用される第二条の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)第三条の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八条ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条例の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職料の支給年額は、従前の恩給組合条例の規定又は第二条の規定による改正前の施行法第三条の三第一項第五号の規定の例により支給することができる額を下ることはない。

含む。)、第五十七条第七項及び第八項(同法第五十八条において準用する場合を含む。)並びに第九十五条第二項及び第三項(同法第六条において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の支給年額は、従前の例により支給することができる額を下ることはない。

(更新組合員等に係る退職年金の受給資格に關する経過措置)

第三条 改正後の施行法第八条第一項(同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、当該規定に規定する者がこの法律の公布の日前に退職した場合については、適用しない。

(遺族年金又は廃疾年金の最低保障額の引上げに關する経過措置)

第四条 改正後の施行法第四十一条(同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)及び別表第一の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

(組合会議員等の任期の延長に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に在職する地方公務員共済組合の組合会の議員及び役員並びに市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会の役員の任期については、第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第九条第五項、第十四条第一項及び第三十三条第五項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

(厚生保険特別会計法一部改正)

第六条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のよう改正する。

第二十三条中「昭和四十一年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。